

指定端末による預金等取引規定

「指定端末による預金等取引規定」(以下「この規定」といいます。)は、契約者ご本人(以下「お客さま」といいます。)が自らの計算において当行所定の機器(以下「指定端末」といいます。)を利用し行う、預金等取引(以下「指定端末による預金等取引」といいます。)に関し、当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定(準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。)の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、指定端末を利用するものとします。

1. 指定端末による預金等取引

- (1) 指定端末による預金等取引とは、後記 2. (2)①B. の確認が可能な指定端末が設置されている日本国内にある当行本支店の窓口および当行の役職員が指定端末をお客さまに提示する当行所定の場所(あわせて以下「当行本支店の窓口等」といいます。)において、指定端末を使用して後記 4. に定める各種サービス(以下「本サービス」といいます。)を利用することができるサービスをいいます。
- (2) 利用可能なお客さま
本サービスをご利用いただけるお客さまは、当行本支店にお客さま名義の普通預金口座を有し、かつ、当行本支店で書面その他当行所定の方法により本サービスの申込をした日本国内に居住する個人で、当行が利用を認めたお客さまとします。

2. 本人確認

- (1) お客さまは、本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます。)を希望する場合には、申込時に、当行所定の方法により指定端末による預金等取引に利用する暗証番号(以下「指定端末取引用暗証番号」といいます。)の届出を行うものとします。指定端末取引用暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
なお、2023年7月31日より前に、お客さまが当行と「あおぞらテレフォンバンキング規定」に係る利用契約を締結していた場合、当該利用契約のために届出た暗証番号を指定端末取引用暗証番号とし、その後の変更はこの規定の定めに従うものとします。
- (2) 本サービスにおける本人確認手続は、次によるほか、当行の定める方法および手順により行うものとします。
 - ①当行は、後記 A. および B. を当行所定の方法により確認します。ただし、後記 A. の確認は、申告・提出を受けた当行本支店の窓口等で確認が可能なものに限り、ます。
 - A. 後記 a. から c. までのうち、当行が必要と認める全部または一部(申告・提出の方法および手順は当行本支店の窓口等において当行より別途ご案内しますので、それに従って手続をしてください。)と届出の内容等との一致
 - a. 当行所定の本人特定事項
 - b. カード(当行の本支店におけるお客さまの普通預金口座について当行から交付された当行所定のキャッシュカード(Visa デビット機能が付帯されたものも含み、この規定において「カード」といいます。))
 - c. 通帳
 - B. お客さまが当行本支店の窓口等で当行より別途ご案内する方法および手順に従って指定端末から入力した指定端末取引用暗証番号と届出の指定端末取引用暗証番号との一致
なお、本サービスの利用のために入力された指定端末取引用暗証番号と届出の指定端末取引用暗証番号につき当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合においては本サービスの利用を停止させていただくことがあります。

②前記①のほか、当行は、当行本支店の窓口等で取引の依頼をした者に本人確認書類の提示その他の手続を求め、依頼がお客さまご本人によるものであることを確認させていただくことがあります。この場合、当行より別途ご案内する方法および手順に従って手続をしてください。当行は、必要と認めるときは、この確認ができるまで取引をしません。

- (3) 当行本支店の窓口等で前記(2)による本人確認に用いられる通帳、カードその他の書類等(本人確認に供される指定端末取引用暗証番号その他の情報等も含み、以下「指定端末による預金等取引用暗証等」といいます。)は他人に使用されたり知られたりしないよう保管し管理してください。
- (4) 当行が当行本支店の窓口等で前記(2)による本人確認を行って取引をしたうへは、当該本人確認に用いられた指定端末による預金等取引用暗証等につき、偽造、変造、盗用、盗難、喪失、不正使用その他の事故があっても、また、取引の依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、後記8. または 16. に定める場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

3. 利用口座等

(1) 利用口座

①利用口座は、利用口座とすることを制限する別の定めがある場合を除き、原則として、当行本支店または BANK (BANK 支店を含み、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称します。以下同じです。)におけるお客さま名義の全ての口座(普通預金口座、個人向け外貨普通預金口座、定期預金口座、等)のうち、当行が本サービスの対象とする口座とします。

②前記①にかかわらず、利用口座は、当行所定の時期に当行所定の基準および方法により当行所定の種類の口座につき当行所定の数の範囲内において当行本支店または BANK におけるお客さま名義の全ての口座の中から自動的に選択されるため、将来の選択基準の変更その他の事由により、利用口座であったものが利用口座でなくなる、また逆に利用口座でなかったものが利用口座となることがあります。

(2) 代表口座

①代表口座は、利用口座のうち、代表口座としてあらかじめお客さまより指定のあった申込店(お客さまから本サービスの申込を受付けた当行本支店または BANK)におけるお客さま名義の普通預金口座とします。

②本サービスでは、代表口座の変更はお取り扱いできません。

(3) 事前登録口座

事前登録口座は、後記①および②に該当する口座のうち、あらかじめお客さまより指定のあった口座とします。

①当行本支店における第三者名義の普通預金口座および当座預金口座

②当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座預金口座および貯蓄預金口座

4. 本サービス

(1) 利用可能なサービス

お客さまがご利用いただける本サービスは、後記①から③までのとおりとします。ただし、一部の店舗や利用環境によってご利用いただけないサービスがあります。

①照会サービス

②資金移動等サービス

A. 振込

B. 振替

C. 定期預金取引

D. 個人向け外貨預金(普通預金・定期預金)取引

③申込・届出受付サービス

A. 住所変更申込

B. 各種変更の届出等

(2) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できないことがあります。

(3) 利用限度

本サービスの1日に取扱う取引金額・数量の上限およびその他の利用限度は、当行が別途定めた限度内とします。

(4) 手数料等

①本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料等をいただくことがあります。

②本サービスによる振込、振替、振込の組戻しおよび変更その他当行所定の取引については、当行が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻料および振込変更手数料その他当行所定の手数料等をいただきます。

③前記①および②の手数料等は、当行またはお客さまの指定する口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日に、当行所定の方法により、自動的に引落します。

5. 本サービスの内容

(1) 照会サービス

利用口座に関する残高照会および取引内容照会等の当行所定の各種照会サービスです。

(2) 資金移動等サービス

①振込

A. 利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、事前登録口座および都度指定した当行本支店における第三者名義の普通預金口座および当座預金口座ならびに事前登録口座および都度指定した当行以外の金融機関の国内本支店におけるお客さま名義または第三者名義の普通預金口座、当座預金口座および貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定する口座あてに電信扱いで振込をすることができるサービスです。ただし、事前登録口座以外で、かつ第三者名義の口座への振込については、当行が別途認める場合を除き、当行本支店の窓口からの振込に限ります。

B. 当行がお客さまからの依頼内容に基づいて振込先の金融機関あてに振込通知を発信した後は、振込取引の依頼を変更もしくは取り止めること、または訂正もしくは組戻しの手続を行うことは原則できません。この場合、お客さまと受取人との間で協議してください。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

②振替

後記A. およびB. に記載の処理の依頼をすることができるサービスです。

A. 利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、利用口座の普通預金口座または個人向け外貨普通預金口座に入金すること。

B. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落し、利用口座の普通預金口座に入金すること。

③定期預金取引

A. 定期預金の口座開設、預入、中途解約、満期日解約および満期取扱区分変更を行うことができるサービスです。

B. 口座開設は、代表口座のある店舗を取扱店とするものに限ります。開設した定期預金口座は、自

動的に利用口座に登録されます。

- C. 預入は、利用口座の普通預金口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の定期預金口座に入金する方法により行うものとします。
 - D. 預入される定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
 - E. 中途解約は、当行がやむを得ないものと認めた場合に限り行います。
 - F. 利用口座の定期預金の中途解約または満期日解約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の普通預金口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所定の条件を満たすものに限りませう。)
 - G. 利用口座の定期預金の満期取扱区分変更に係る預金元利金の受取は、解約日にあらかじめお客さまより指定のあった口座に入金する方法により行うものとします。
 - H. 満期日解約、満期取扱区分変更は、自動継続停止による解約、解約予約を含みます。
 - I. 満期取扱区分変更の申込は、当行所定の期間内に限りませう。
- ④個人向け外貨預金(普通預金・定期預金)取引
- A. 個人向け外貨普通預金の口座開設、預入および引出、個人向け外貨定期預金の口座開設、預入、中途解約、満期日解約および満期日解約予約を行うことができるサービスです。
 - B. 取引店(本サービスをご利用いただく店舗をいいます。以下同じ。)は、当行所定の外貨預金取扱店とします。
 - C. 口座開設は、代表口座のある店舗(ただし、BANKを除きます。)を取扱店とするものに限りませう。開設した個人向け外貨普通預金口座および個人向け外貨定期預金口座は、自動的に利用口座に登録されます。
 - D. 個人向け外貨普通預金の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所定の条件を満たすものに限りませう。)
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨定期預金口座
 - E. 個人向け外貨定期預金の預入は、後記 a. または b. の口座より手続上指定可能な金額を引落とし、利用口座の個人向け外貨定期預金口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所定の条件を満たすものに限りませう。)
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
 - F. 預入される個人向け外貨定期預金の預入期間、利率等は、当行所定の条件によるものとします。
 - G. 個人向け外貨定期預金の中途解約は、当行がやむを得ないものと認めた場合に限り行います。
 - H. 利用口座の個人向け外貨定期預金の中途解約または満期日解約に係る預金元利金の受取は、解約日に後記 a. または b. の口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所定の条件を満たすものに限りませう。)
 - a. 利用口座の普通預金口座
 - b. 利用口座の個人向け外貨普通預金口座
 - I. 利用口座の個人向け外貨定期預金の満期日解約予約に係る預金元利金の受取は、解約日に利用口座の個人向け外貨普通預金口座に入金する方法により行うものとします(ただし、当行所定の条件を満たすものに限りませう。)
 - J. 個人向け外貨定期預金の満期日解約、満期日解約予約は、自動継続停止による解約、解約予約を含みます。
 - K. 個人向け外貨定期預金の満期日解約予約の申込は、当行所定の期間内に限りませう。
 - L. お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面に記載の個人向け外貨預金の商品

内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、個人向け外貨預金に係るリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、個人向け外貨普通預金の口座開設および個人向け外貨定期預金の口座開設および預入に係る取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

(3) 申込・届出受付サービス

①住所変更申込

- A. 当行へ届出の住所および電話番号等を変更することができるサービスです。
- B. 住所変更の手続は当行所定の方法により行います。
- C. 住所変更の届出を受付けた場合には、お客さまが指定した口座を含む、すべての口座について同様に変更するものとします。
- D. 受付可能な申込は、当行所定のものに限りします。

②各種変更の届出等

A. 各種変更の届出

- a. 当行に届出の事項のうち、当行所定の事項について、本サービスにより変更の届出を行うことができるサービスです。
- b. 各種変更の届出の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付けた変更の届出によっては、お客さまから届出の対象とする口座の指定があると否とを問わず、お客さまのすべての口座について同様に変更することがあります。
- d. 届出の手続の中には本サービスによっては受け付けることができないものがあります。

B. キャッシュカード引出限度額変更

- a. 当行所定のキャッシュカード(Visa デビット機能が付帯されたものも含みます。)に関し、利用口座の普通預金口座から CD・ATM を使用して普通預金の払戻しをする 1 日あたりの引出限度額を変更することができるサービスです。
- b. 変更することができる当該 1 日あたりの引出限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- c. 届出・申込の手続は当行所定の方法により行います。
- d. 受付可能な届出・申込は、当行所定のものに限りします。

C. 指定端末取引用暗証番号再設定の届出

- a. 指定端末取引用暗証番号の再設定の届出をすることができるサービスです。
- b. 届出の手続は当行所定の方法により行います。
- c. 受付可能な届出は、当行所定のものに限りします。

(4) ①お客さまからの依頼内容に係る取引の約定日・処理日・処理指定日・処理金額その他の内容・条件、本サービスの利用の対象となる手続ならびに当該手続上指定可能な利用口座および事前登録口座は、当行所定のものに限りします。

②本サービスによる取引の対象とすることが可能な預金の種類・商品は、当行所定のものに限りします。

③異なる通貨への換算を行う必要がある資金移動等サービスについては、取引時における当行所定の外国為替相場を適用するものとします。

④口座の残高不足等による取引の不成立その他の事由により当行に生じた損害については、お客さまの負担になります。

6. 利用方法等

本サービスのご利用は、次によるほか、当行の定める方法および手順により行うものとします。

①希望する本サービスの依頼(以下この 6. および 8. において「当該依頼」といいます。)は、当行本支店の窓口等で当行より別途ご案内する方法および手順に従って行ってください。当行は、当該依頼をした者について前記 2. (2)による本人確認を行ったうえは、お客さまご本人による依頼があったもの

として取扱います。

- ②当該依頼の内容は、指定端末画面に表示されますので、ご確認のうえ、真にお客さまにおいて依頼したものに相違なければ、指定端末取引用暗証番号を指定端末に入力するなど、当行所定の手続をしてください。なお、当該依頼の内容は、この手続が完了した時点で確定するものとし、以後、その取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合を除き、原則できないものとしします。
- ③当該依頼に係る当行のお客さまに対する承諾は、前記②による当該依頼の内容の確定後、当行が当該依頼に基づく処理手続に着手することをもって行うものとしします。
- ④後記 8. による取引の不成立その他の事由により、当行に生じた損害、損失および費用等については、お客さまの負担になります。また、お客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

7. 取引金額・数量の引落とし等

- (1) 前記 6. ③の処理手続において、取引金額・数量の引落とし等の処理をする必要がある場合、当行は、別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、通帳、証書、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日、当行所定の方法により、取引金額・数量の引落とし等の処理をすることができるものとしします。
- (2) 前記(1)において、取引金額・数量の引落とし等の処理とは、振込、振替、預金の預入・解約・払戻し等の際に、手続上指定可能な利用口座のうちお客さまが指定した口座(以下「引落とし等指定口座」といいます。))について行う引落とし等の処理のことをいいます。

8. 取引の不成立、処理不能、内容確認、取消・変更・訂正

(1) 取引の不成立

後記①から⑨までのいずれか一つにでも該当する場合には、お客さまからの当該依頼に基づく資金移動等サービスによる取引は、当行のお客さまに対する承諾のいかん、事前の通知等のいかんにかかわらず、不成立となります。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- ①お客さまからの当該依頼内容に係る処理手続において、取引金額・数量等(手数料・消費税等を含むことがあります。))が、当該取引の引落とし等指定口座から引落とし等の処理をすることができる金額・数量等を超えるとき。
- ②お客さまが指定した口座(引落とし等指定口座を含みます。))が一つでも解約済であるなど不存在のとき。
- ③引落とし等指定口座について、お客さまから支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- ④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めたとき。
- ⑤住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
- ⑥金融機関による顧客等の本人確認について定めた法令(政令・省令を含みます。))に基づく本人確認が行えなかったとき。
- ⑦通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等(電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。))により、取扱いができなくなったとき。
- ⑧お客さまからの当該依頼内容が確定してから取引の処理日・処理指定日までの市場環境その他の前提事情の変更等により、当行が当該取引に係る契約を成立させない処理(商品の取扱中止、申込の取消処理等の形式のいかんを問いません。))を必要と認めたとき。

⑨前記①から⑧までのほか、取引の成立に必要な書類等の受領、提出その他の手続が当行所定の時限までに完了しないなどのやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不適當または不可能と認めたとき。

(2) 取引の処理不能

前記(1)のほか、振込先口座不存在などの理由により振込先金融機関から振込資金が返却されたとき、または振込先金融機関に振込資金が到着しなかったときなど、振込その他の資金移動等サービスの取引において指定された口座への入金等ができない場合には、当行はお客さまの承諾なしに、当該振込金額またはその他の資金移動等サービスに係る取引金額を、当行所定の手数料等があるときはこれを控除して、当行所定の方法により、当該取引の引落とし等指定口座に戻入れます。この場合、引落とし済の振込手数料等の返却はいたしません。

(3) 取引内容の確認

①資金移動等サービスによる取引後は、すみやかに取引内容が記載された当行所定のお客さま控え、通帳記入または照会サービス等により、取引内容を照合してください。万一、取引内容や残高等に相違がある場合には、直ちにその旨を、当行所定のウェブサイト等に掲示されている各種お問い合わせ・ご相談などの専用フリーダイヤル（以下「あおぞらホームコール」といいます。）またはお取引を行った取引店の窓口にご連絡ください。

②前記①において、お客さまが照合することができる取引内容は、当行所定のものに限りです。

③前記①において、取引内容が記載された当行所定のお客さま控えとは、資金移動等サービスのうち当行所定の取引を行ったものについて、お客さまの申出にかかわらず、当行がお客さまに本サービスのご利用時に交付する書類または当行所定の方法により行う通知のことをいいます。

(4) 取引の取消、変更および訂正

確定したお客さまからの依頼内容に係る処理手続の完了後は、取引の取消、変更および訂正は、原則できないものとします。

9. 届出事項の変更等

(1) 氏名、住所、電話番号、印章、利用口座、事前登録口座その他の届出事項に変更がある場合には、取引関連諸規定に従い直にお客さまから書面その他当行所定の方法により届出てください。ただし、届出事項のうち、当行所定の事項については、各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、前記 5. (3)①および②の定めに従った変更の届出を本サービスにより行うことができるものとします。

(2) 指定端末取引用暗証番号を他人に知られてしまった場合には、直にお客さまからあおぞらホームコールまたは取引店にその旨届出てください。

(3) 前記(1)および(2)の届出を当行所定の手続により受付けるよりも前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

10. 取引履歴の保管

お客さまが本サービスを利用して行った依頼内容・取引履歴は、電磁的記録等により、当行において相当期間保管されます。

11. 顧客情報の取扱い

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができます。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができます。

12. 譲渡・質入れ等の禁止

指定端末による預金等取引用暗証等および本サービスに係るいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

13. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。また、お客さままたは当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降毎年同様に継続されるものとします。

14. 利用の停止等

- (1) 後記①から⑦までのいずれか一つにでも該当する場合には、当行からお客さまに事前の通知等を行うことなく、いつでも当行は、本サービスおよび指定端末による預金等取引用暗証等の利用をおことわりし、または停止もしくは取消させていただくことがあります。
 - ①前記2.に定める本人確認ができない場合
 - ②入力された指定端末取引用暗証番号と届出の指定端末取引用暗証番号との一致を確認(暗証認証を含みますが、これに限りません。)するための手続において、当行所定の回数を超えて一致の確認ができないとき
 - ③後記15.に定める事項により、本契約が解約された場合
 - ④停電、故障等(回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等を含みます。)により、指定端末による取扱いができないなどのやむを得ない事情があり、当行が本サービスまたは指定端末による預金等取引用暗証等の利用の取扱いを不適當または不可能と認めたとき。
 - ⑤後記15.(5)の①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じたとき
 - ⑥指定端末による預金等取引用暗証等が偽造、変造、盗用、盗難、喪失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断したとき
 - ⑦前記①から⑥までのほか、当行が本サービスまたは指定端末による預金等取引用暗証等の利用を不適當または不可能と認める相当の事由が生じたとき
- (2) 前記(1)による利用停止は、お客さまが取引店の窓口等で当行より別途ご案内する方法および手順に従って本人確認書類の提示その他の手続をするなどにより、指定端末による預金等取引用暗証等の利用がお客さまご本人によるもので、利用停止の事由が解消されていることを当行が確認できたときに解除します。
- (3) 本サービスの途中で前記(1)により本サービスの利用を停止した場合であっても、いったん徴収した手数料等は返却しません。また、本サービスの利用を停止したことによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

15. 解約等

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行の都合による解約の場合には、お客さまの届出の住所あてに通知を行うものとし、お客さまの都合による解約の場合には、当行所定の方法により届出を行うものとします。
- (2) 代表口座に該当しない利用口座の一部または全部が解約された場合には、本契約のうち当該解約口座に関する部分も解約されたものとみなします。また、代表口座に該当する利用口座が解約された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3) 代表口座に該当する利用口座の取扱店が変更された場合には、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (4) 前記(1)から(3)までの場合、本サービスによる取引で未完了のものが残っているときなど、当行が必要と認めたときは、即時に解約できないことがあります。また、本契約が解約されても、それより前に本サービスによりなされた予約取引等については、実行されることがあります。

- (5) お客さまにつき後記①から⑦までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、当行からお客さまに事前の通知等を行うことなく、いつでも当行は本契約を解約することができるものとします。
- ①支払の停止があったとき、または特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含みます。）があったときなど、債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立があったとき、もしくはかかる手続が開始されたとき。
 - ②お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ③相続の開始があったとき。
 - ④住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったことが判明したとき。
 - ⑤お客さまが当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ⑥お客さまがこの規定または当行との他の取引約定に違反したとき。
 - ⑦前記①から⑥までのほか、当行が本契約の解除を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (6) 本サービスの途中で本契約を解約した場合であっても、いったん徴収した手数料等は返却しません。また、本契約の解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

16. 免責事項

- (1) お客さまによる本サービスの利用に伴い当行またはお客さまの指定する口座から引落した金額の全部または一部をお客さまに返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴いお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 後記①から⑤までの各場合に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- ①災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき。
 - ②当行の責めに帰することができない事由により、通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）があったとき。
 - ③当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じたとき。
 - ④当行以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき。
 - ⑤前記①から④までのほか、当行の責めに帰することができないとき。
- (3) 後記①または②の各場合、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- ①本人確認に供された情報および確認事項、お客さまからの依頼内容等が、電話回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。
 - ②前記 8. (3)による照合の結果、取引内容または残高等に相違があることが判明し、お客さまと当行との間で疑義が生じ、前記 6. ②および③ならびに前記 8. (1)および(2)による取扱いをした場合。
- (4) 前記 2. (2)における本人確認により、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受付けて取扱いしましたうえは、本人確認に供された情報および確認事項（指定端末による預金等取引用暗証等を含みますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 本サービスの利用に関連して、当行が別途定める場合を除き、お客さまが記名押印（または署名）した書面等に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、印章（または署名）またはその書面等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事

故があっても、そのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、お客さまが BANK のお客さまである場合には、当行の「BANK 取引規定」に定める「印鑑レス取引」の規定およびその他の取引関連諸規定の定めが適用されるものとします。

- (6) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (7) お客さまの届出の住所または電子メールアドレスあてに当行が通知または送付書類を発送または送信した場合には、郵便事情・通信事情等の理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (8) お客さまの届出の住所または電子メールアドレスあてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。
- (9) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

17. サービスの種類・内容等の改廃および規定の変更

- (1) 本サービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 利用時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3) 前記(1)および(2)の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5) 前記(4)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

18. 規定の準用

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「あおぞらダイレクト定期預金規定」「個人向け外貨預金取引関連規定」「普通預金規定(通帳式)」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス(Visa デビット)規定」「振込規定」「BANK 取引規定」「普通預金規定(BANK)」「BANK The 定期預金規定」およびその他の取引関連諸規定により取り扱います。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

19. 準拠法・管轄

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店、代表口座のある店舗または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

付則：お客さまが当行と「あおぞらテレフォンバンキング規定」に係る利用契約（以下「TB 利用契約」といいます。）を締結していた場合、TB 利用契約および TB 利用契約に基づくサービスは、当行が別途定めるところを除き、2023 年 7 月 31 日（以下「あおぞらテレフォンバンキング終了日」といいます。）をもって終了しますが、当該終了にかかわらず、本サービスは、以下の定めに従って、引き続きこの規定に定めるところによりご利用いただけます。

1. お客さまが TB 利用契約のために届出た暗証番号を指定端末取引用暗証番号とし、その後の変更はこの規定の定めに従うものとします。

2. お客様が、あおぞらテレフォンバンキング終了日よりも前に利用された本サービスについて、あおぞらテレフォンバンキング終了日において手続等が完了していない場合には、この規定の適用を受けるものとします。

以上

実施日：2023年8月1日